

PDF issue: 2025-05-10

〈研究〉現代ロシアの国家統一と民族関係立法(一)

渋谷, 謙次郎

(Citation)

神戸法學雜誌,52(4):1-44

(Issue Date)

2003-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCDOI)

https://doi.org/10.24546/81004955

(URL)

https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004955



神戸法学雑誌 第五二卷第四号 二〇〇三年三月

現代ロシアの国家統一と民族関係立法

法立法 (二)

謙次郎

「ロシアは独立国家になった、しかし、いまだロシア国民は形成されていない」

(ヴァレリー・ティシコフ)

はじめに

・帝国と国民国家

危機の徴候としての「帝国」ノスタルジー「ソヴィエト帝国」?

一.ロシア・ソ連史における民族と国家

帝政ロシア・・・多元的統治と同化

ソ連・・・「アファーマティブ・アクション帝国」とその矛盾

転換期・・・「ソヴィエト人民」から「ロシア国民」へ

(以上、本号)

はじめに

や立法の問題に踏み込んでいく。

に回顧し、現代ロシアにおける国家と民族の関係を規定している歴史的条件を吟味した上で、徐々に具体的な制度

必要に応じて憲法裁判などにも触れる。その際、まず「帝国」や「国民国家」という枠組からロシア・ソ連を簡単 や民族関係諸法(民族的事項に関する憲法規範や言語法、民族的文化自治法などの総体)の動向との関連で論じ、 穢から発しつつ、本稿では、ソ連解体後十年以上が経過した現代ロシアにおける国家と民族の問題を、主に連邦制 法や法律で保障される権利、国家構造(連邦制や自治のあり方など)と少なからぬ関連を有する。こうした問題意 と規定されている。ネーションやピープルという近代的構成物をどのようにとらえるかという問題は、その国の意 現行ロシア連邦憲法では、主権の担い手が「多民族からなる人民」nmogonatsional'nyi narod, multinational people

・帝国と国民国家

「ソヴィエト帝国」?

が ― 同一の国籍・市民権をもつメンバーからなる政治共同体のことであり、左右のイデオロギーを問わず何らか そのようなイデオロギーが政治的、文化的に動員され、人権や国籍、晋語政策に負の影響を与えることが多いのだ の民主主義的志向をもつ。そうした意味ではアメリカ合衆国やかつてのソヴィエト連邦も国際関係を構成する主権 れる (他方で、早くも二〇世紀末にはグローバル化の煽りを受けて「主権国家の黄昏」などとも言われた) 。「国民」 (ネーション)とは、所与の民族的・エスニックな同一性という実体を持った共同体のことではなくて ― ただし 二〇世紀、とりわけその後半は、脱植民地化の過程とともに主権国民国家が世界的規模で拡大した時代だと言わ

国民国家である。

も解体後も、色々な論者によって「ソヴィエト帝国」Soviet Empire と呼ばれてきた。その含意は様々である。 同時に、現代世界は様々な意味で「帝国」の隠喩や類推が回帰する時代でもあった。とりわけ、ソ連は、存命中 例えば、かつての反共クレムリノロジー的な視点からソ連を(全体主義的)「帝国」と名指していたケース(レー

制限主権論の実態など)。 国などを衛星国化していた「赤色帝国(主義)」に他ならないという見方(ワルシャワ条約下でのプレジネフ流の 帝」、「アメリカ帝国主義」と呼んでいたが、他方、ソ連もまた地政的、軍事的、イデオロギー的支配の下で東欧諸 ガン元米国大統領がソ連を「邪悪な帝国」Evil Empire と呼んだように)。また、かつての日本の左翼は、米国を「米

党上層部の「特権身分層」が現れたという見方に「帝国」性を見出す論法すらあった。 年の十月革命後のマルクス・レーニン主義をひとつの宗教的教義と見立てた場合の、ローマ帝国のアレゴリーとし 秩序でもあるが、ソ連では資本家や地主といった支配階級がいなくなったかわりにノメンクラトゥーラという共産 ての「クレムリン=共産主義帝国」、「コミンテルン=総本山」のような見方、また、旧帝国の支配秩序は「身分」 さらに歴史をさかのはると、ビザンチン帝国亡き後の「第三のローマ」=モスクワとの類推もあって、一九一七

サスの不在を見出すことも、「帝国」観を下支えしていたと言える。 えられる。その際、ロシア革命に価値観の根本的変動を見出すよりも、帝政ロシアからソ連にいたるまでの歴史に、 ある種の通蹇低音を見出していた向きもある。統治者と核治者との間の、自由選挙や議会制などを通じたコンセン に欧米の立憲主義や法治国家との比較で「東洋的専鬜」(ウィットフォーゲル) の残滓を嗅ぎ取っていたことも考

こうした「ソヴィエト帝国」観は、しばしばソ連の社会主義に、伝統との断絶や近代的要素を見出すよりも、暗

ソ連は、諸民族が独自のアイデンティティを持ちつつ、ひしめきあっていたという側面から ― どちらかというと 次に、本稿のテーマに最も関連してくる「多民族帝国」という視点からみると、旧ロシア帝国の領土を継承した

うが、「ソヴィエト帝国」という呼称は、内外を問わず一般化した。

歴史上存在した様々な「帝国」解体による脱植民地化の最終局面として位置付け、ソ連を「コロニアル帝国」、ソ 行するソ連を「帝国」と見立てておいたほうが論理的にも整合するという理由もあったのだろう。解体したソ連を、 ソ連解体後、独立諸国家の行方が(遅れ馳せの)「国民国家」形成や復興としてとらえられるがゆえに、それに先 「諸民族の牢獄」třup'ma narodov というネガティブな意味で — 「帝国」と呼ばれていたことも多い。とりわけ、

も「ソヴィエト帝国」Sovetskaia Imperiia という言い方をする人は少なからずいる。ソ連解体前よりも解体後のほ 連から独立した諸国を「ボストコロニアル国家」と位置付ける論者もいる。 このように、『帝国』という隠喩や類推に何を託すかどうかは多様であるが、ソ連解体後のロシアの論者の中に

りにするに及び、国民国家が支配的になる以前の、諸民族がゆるやかに結びついていた帝国的な「多元性」に遡行 決の指向の連鎖が、泥沼の紛争を招来させたり、「民族浄化」、「テロ」を引き起こしてきた現代の状況を目の当た が、従来に増して注目を集めた。「帝国」は、「専制」や「中央集権」というイメージでとらえられる一方、諸民族 と、多民族・多宗派が相対的には共存していた経験のあるハプスブルク帝国やオスマントルコ帝国の歴史研究など 問題である。それどころか、特に一九八〇年代以降、多文化・多言語主義論やナショナリズム批評などが興隆する よりもむしろ歴史的なモデルとしての「帝国」の様態を描き出していく傾向がある。それはそれで興味の尽きない や諸宗派間の関係では、ゆるやかで「多元的」、「連合的」なものとしてとらえられることも多い。祈しも、民族自 すでに歴史的存在となった「帝国」を学問的に解明する際、そこに「邪悪」や「専制」を告発する意味を込める

メージと交錯することが多いため、必ずしも冷静な歴史研究の機が熱しているとは言えない。しかし、それでも近 ソ連については、解体してからの年月がまだ浅く、「社会主義国家の破産」という比較的近い過去の生々しいイ

してみようという作業も散見された。

ない。おのずと「帝国」の複合的論理と個々の論理の連関が重視されることになろう。 諸民族が多元的かつ友好的に共存していたという論理では、なぜ民族対立が激化していったのか、十分に説明でき れるにせよ、「帝国」の本性が単に異民族や周辺民族の抑圧、同化というだけでは単純であろうし、かといって、 ていうと、「周縁」、「辺境」の視点から物事をみるケースが増えてきている。その際、「帝国」という視座が採用さ 資料的制約の垣根が低くなったこともあって、新たなソ連研究は内外で増え、「多民族帝国」の研究に照らし

史観を重ね合わせる見方は、民族主義的イデオロギーを別にすれば、すでになりを潜めた。「帝国の崩壊」後の民 グルジア、ナゴルノ=カラバフ、モルドヴァ、ウクライナ、タジキスタンなど)、「帝国の崩壊」に素朴な民族解放 族関係の悪化が、逆に過去の「帝国」の検証に向かわせていることも考えられる。 なお、旧ソ連地域の場合、ソ連解体前より解体後のほうが、民族関係が悪化しているケースが多く(チェチェン、

本稿は、過去の「帝国」の実態や素顔にせまることを目的としているのではなく、主要な関心事は現代ロシアに

として有していた ― レーニンは『ヨーロッパ・アジアソヴィエト共和国』を構想していた ― にもかかわらず、資 であり、なおかつ、そこにことさら「邪悪」史観を込める必要もない。 何でも「帝国」という枠組をあてはめるつもりはない。しかし、「帝国」という枠組を文脈的に用いることも可能 あるが、現代ロシアを論じる際の歴史的要件として、筆者なりの暫定的な見方を示しておけば、まず、ソ連に何が 当初、ロシア革命が「国家の死滅」というユートピアと世界革命への野心、「主権」概念への総体的批判を契機

家」として収束したこと、そして統一的な国籍制度や国防、ソヴィエト法体系、最高会議という人民代議制機関、 義務教育制度、住民管理、中央集権的権力メカニズム、愛国主義=「社会主義的祖国」への忠誠心のプロパガンダ、 本主義への防波堤として樹立された「ソヴィエト連邦」が、先に若干示唆したように、対外的には強固な「主権国

それを媒介する支配的民族のヘゲモニー作用を備えていたことは、昔日の「帝国」というよりもむしろ巨大な「国

民国家」装置に近い。そして、ソ連において全域に行き渡ったインフラストラクチャーの整備、社会保障、完全 による農村の「収奪」がみられた)。つまり、「帝国」という枠では、十分に説明できない側面も多々ある。 らかに異なるという見方もあり得る(もちろん、見方を変えれば、ロシア革命後の内戦や農業集団化時代には都市 雇用の達成などは、「中心」と「周縁」との間の収奪と不等価交換をシステムとして内包していた「帝国」とは明

に近い。ペレストロイカ期に、ソ連を構成していた共和国の一部が実際にソ連から「脱退」しようとし、結果的に う「地雷」を抱えていた実情は、フランスやドイツ、日本というような『国民国家』に比べて、むしろ「帝国」 な民族のモザイクを織り成して「多民族国家」Mnogonatsional'noe gosudarsivo を公言し、なおかつ民族問題とい 日本語で「ソ同盟」と訳されていた)、ソ連を構成していた共和国が形式的には「脱退権」を有していたり、様々 しかし、ソ連が「連邦」というよりも元々は条約による「国家連合」として発足し(第二次大戦以前にはソ連は

りやすいが、単に巨大な国民国家が解体して、周辺諸民族が、エスノナショナリズムを支柱にした小園民国家を目 ルムを早回しにして見ているかのようであった。もっとも、「帝国」の解体→「国民国家」誕生という図式はわか 国」から独立したエストニアなりウクライナなどが一九九〇年代に歩んだ道のりは、国民国家形成の歴史を、フィ はソ連が瓦解していくに及んで、そこに廃墟としての「帝国」を見出すことも、あながち極論ともいえない。「帝

ようだった。 このように、ソ連は、ある側面からみると「国民国家」のようであり、別の側面からみると「帝国」であるかの

指したと言えなくもない。

類似性」によっていて、必ずしも決め手となるような中核的定義が存在するわけではない。フランスのように、通 近代以降、何が「国民国家」で、何が「帝国」なのかは、通時的、共時的な見地から、様々な国家体の「家族的

常「国民国家」というべきものも、かつての植民地支配との関係では「帝国」であった(ただし、この場合、「帝

テムを念頭に置くのかによって、ひとくちに「帝国」といっても、それに託すイメージはかなり異なってくる。 極のネガを示していた。他国に及ぼす覇権という意味で対外的側面を念頭に置くのか、あるいは対内的な権力シス が、人種神話に支えられた民族共同体の形成を追及したという点では、ある意味で「国民国家」イデオロギーの究 国」Empire と「帝国主義」Imperialism との区別は曖昧になる)。また、ナチズムは、「帝国」の野望をもっていた

きたのであり、また、晩期の「帝国」は自らの危機を「国民国家」的イデオロギーで偽装しようとする中で解体し、 時として、それらの要素を同時に兼ね備えていた。「国民国家」はしばしば「帝国主義」によって自らを拡張して の一定の側面を分析する際の枠組としては便利である。それと同時に、一九世紀から現代にいたるまでの国家体は、 「帝国」、「帝国主義」、「国民国家」というのは、相対的には区別されるべき概念であり、それぞれ任意の国家体

* 危機の徴候としての「帝国」ノスタルジー

後のソ連やアメリカは「帝国(主義)」的覇権を持った「国民国家」であった。

る種の「帝国」ノスタルジーともいうべきものがある。 得た大国であったソ連が解体し、資本主義に転換していった一九九〇年代のロシアでみられた現象のひとつに、あ それでは、ソ連解体後も巨大な多民族連邦国家として存続しているロシアはどうであろうか。米国に唯一匹敵し

アにおいて、世代を問わず多数派を占めるようになった。その場合、ソ連にノスタルジーを感じる人が、皆、マル どなくして幻滅と生活の破局が拡大するに及んだこともあって、ソ連を解体すべきでなかったとみなす人が、ロシ からぬロシアの民衆にとって民主化と経済改革の効果としての生活向上への期待も入り混じっていた。しかし、ほ ウクライナ、ベラルーシの首脳によって断行されたソ連解体劇は、それがどのように受けとめられるにせよ、少な 当初、急進改革派・民主派の旗手とみなされ、ソ連を構成していたロシアの初代大統領に当選したエリツィン他、

ラシア主 義など、反西欧主義的で復古的な帝国「理念」に向かう場合もある。 という回顧を意味するのみならず、一部のインテリゲンツィヤの間で、ロシア正教への回帰や昔のスラブ主義、ユー するノスタルジーやメランコリーを呼び起こさせた。また、「帝国」ノスタルジーは、単に「ソ連時代はよかった」 位から転落して生活や治安が悪化していることの失望感、挫折感が、ある種の権威と安定性をみせていたソ連に対 クス主義やレーニン主義ひいては共産党支配がやはり正しかったと思っているわけではなかった。むしろ大国の地

主義に影響を受けた市場原理を唱導するマネタリスト的な、経済的な意味での「右派」に比べると、国家統制や再 りずらくなっていた。ロシア共産党は、かつてのエリツィン政権への反対派という意味では「左」でも、愛国主義 党委員長のようにロシア正教やロシアの民族的伝統の役割を評価する立場など、「右」や「左」という布置がわか 自由民主党党首のように共産主義イデオロギーには反対だがソ連の復活には賛成という立場や、ジュガーノフ共産 れはソ連の復活を法的に可能にするものではく、当時のエリツィン政権に対する示威行動であった。ジリノフスキー は、かつてソ連時代末期の旧ロシア最高会議によってなされた「ソ連結成条約破棄決定」が破棄された。しかしこ 主義への転換を推し進めていたエリツィン政権に冷や水を浴びせた。第二期の下院(一九九五年~一九九九年)で て採択されたが、同時期に行われた第一期のロシア連邦下院選挙では「極右」とされる自由民主党(ただしジリノ フスキー党首は自分の党が「極右」と呼ばれることを好まない)、第二期の選挙ではロシア共産党が躍進し、資本 への情緒的訴えかけという意味では「右」のようでもあり、ガイダル元首相のような、かつてのレーガン・サッチャー なお、一九九三年の一二月に、ソヴィエト制度に終わりを告げる新憲法草案(エリツィン草案)が国民投票によっ

たところ互いに水と油のようであるが、ソ連時代においても、両者は単に背反し合っていたのではなく、時として かつてのソ連のイデオロギーと、ロシア正教の紐帯やロシアの使命といったイデオロギーは、一見し

国有化を主張する意味でやはり「左派」でしかもソ連的文脈で「保守」であるというように。

ともいえるが、二一世紀のロシアの新年は、スターリン時代に作られたソ連国歌のメロディで迎えられることになっ 革命や権力奪取、法の創設によらず、同一の憲法体制の下で選挙によって元首が交代したという意味での節目 ― 法的法律』二〇〇〇年一二月二五日公 布)。エリツィン初代ロシア大統領の辞任とプーチン第二代大統領の誕生は、 リツィン大統領時代にいったん廃止された旧ソ連国歌の旋律が正式に復活した(「ロシア連邦の国歌についての憲 国政において、シンボルの次元で過去のものが採り入れられた。例えば、ブーチン大統領就任後しばらくして、エ 日には、過去のものとなったソ連の赤旗がなびいた。 ス・ドイツと願った『大祖国戦争』の記憶は、国威発揚のための不可侵の神聖な物語とされており、対独戦勝記念 た。現代ロシアでは、スターリンは負の遺産として語られる一方、スターリンの号令の下でソヴィエト人民がナチ ソ連解体後の体制転換における政治的な意味での節目 ― プーチン大統領誕生をもってして、ロシア史上初めて、 ソ連の復活という、讒会においては一定の勢力を占めてきた「保守派」の主張が実際には不可能である代わりに、

帝政ロシアやソ連に由来するシンボルの雑多なパスティーシュ(模倣・まね事)が混入していることになる。 日公布)。君主制でもソヴィエト制でもない現代のロシアでは、「愛国心」、「祖国」 の意識を構成している要素に、 国』を意味する「双頭の鷲」も正式に復活した(「ロシア連邦の国章に関する憲法的法律」二〇〇〇年二二月二五 の配憶が積極的に取りこまれていることになる。のみならず、帝政ロシアの皇室の紋章でもあった「王権」と「強 過去の「ソヴィエト帝国」は、公式的には特定の民族やエスニシティの物語に依拠するのではなくむしろ諸民族 このように、必ずしもソ連の歴史の否定の上に現代のロシアが成り立っているのではなく、現代のロシアにソ連

的なシンボルが、さしたる違和感もなくとりこまれてきた。そもそも、ソ連解体によって、その一構成国であった %を占めているに過ぎなかった民族的意味でのロシア人(ルースキー) ― の中にはソ連というものをロシアの手 やラトヴィア)、現地で生活したままロシア連邦の国籍を取得したり、二重国籍が二国間条約で認められる場合も に適応していく者もいたが、現地の国民国家形成の過程では疎外感を覚えやすく、無国籍になったり(エストニア ア人の処遇を牽制する声明を度々発していた。在外ロシア人およびその子らは移住先の国籍を取得して現地の生活 ン大統領時代には、在外ロシア人問題はソ連軍撤退に関する外交のカードとして用いられ、ロシア議会も在外ロシ のロシア系住民は世界最大の「ディアスポラ」になり、それらの人々にとってソ連解体は打撃であった。エリツィ 連を喪失したという意識が強い。とりわけ、ソ連解体後、ロシア以外の旧ソ連構成共和国に居住する二五〇〇万人 に陥った。例えばエストニア人やグルジア人などはソ連から独立したという意識が強いのに、多くのロシア人はソ ロシアの領土自体は縮小されたわけではないのに、特にロシア人は、あたかも領土が剥ぎ取られたかのような感覚 足の延長のように考えていた人も少なからずいたであろう。そうした意味でも、現代ロシアにおいて、過去のソ連 に非ロシア系の民族名称を冠した計一五の共和国から構成されていた。しかし、ロシア人 ― ソ連の人口の約五〇 の友好や平等といった「インターナショナリズム」(族際主義)に依拠していた。また、ソ連はロシア共和国の他

うよりもむしろ他の民族が独立したり、領土が離反していくことに危機感を抱き、さりとて、仮にロシア連邦内に 大な空間である「帝国」ノスタルジーともいうべき傾向を少なからず有していたのである。 非自決的民族であった。それゆえ、ロシア人の国家的意識は、民族自決願望と異なって、諸民族を包摂してきた広 限っても、「民族自決」しようとしたところで巨大な多民族国家ロシアが瓦解してしまうであろうという意味で、 結局、旧ソ連内に居住するロシア人は、他の諸民族が唱えていたような意味で「民族自決権」にこだわったとい

あった。

を構築しようとしてきたのだろう。

に規模の小さい民族にとって「ロシア」よりも「ソ連」のほうに庇護者的なものを見出したり、愛着を感じるとい れだけでなく、ソ連がある種の民族間の平等主義的イデオロギーと政策によって成り立っていたこともあって、特 の背景として、生活の悪化、貧富の差拡大、犯罪の横行といった民族を問わない社会的・経済的要因もあるが、 シア内部の非ロシア系諸民族の間にも同様にみられる(ロシア外でも場合によってそうした傾向はみられる)。そ もっとも、過去の「ソヴィエト帝国」へのノスタルジーは、内外のロシア人の中で支配的というだけでなく、

う意識が出てきても不思議ではなかった。民族問題が悪化してくる局面においてはなおさらである。

を制圧するためにロシア軍がチェチェンに軍事侵攻し、民間人も多数殺戮された。なおかつチェチェン人=テロリ とって、スターリン時代の強制移住はトラウマであるが、ソ連解体後のロシアにおいてチェチェンの分離独立勢力 今度はたがが外れて公然と反ユダヤ主義的言動を弄する団体や政党が現れてきた。他にも、例えばチェチェン人に それでは、多くのソ連在住ユダヤ人にとって共産党支配の終焉とソ連解体は歓迎すべきものであったかというと、 スト、マフィアという人種主義的ステレオタイプがロシアにおいて蔓延した。 反ユダヤ主義もあいまって、ソ連在住ユダヤ人の中には、一九七〇年代以降、イスラエルに移住する者が増加した。 もちろん、単純にどちらの方がよいかどうか論じることは困難である。例えば、ソ連社会の水面下で根強かった

といった幻想ではなくて、 リツィン政権やプーチン政権は、ある意味で大国主義的なプライドにも貫かれてきたが、現実には「帝国」の復活 ぐために自らが立憲主義的な主権国民国家に脱皮していくという課題にも直面してきた、という二重性がある。エ ルのとりこみに余念がなかったが、同時に、九〇年代ロシアの政治や法の動向をみる限り、当のロシアの解体を防 いずれにせよ、ソ連亡き後のロシアの国家建設は、一方で「帝国」ノスタルジーが回帰しつつその記憶やシンボ 国際世論を取りつける意味でも、むしろ身の丈にあった統一国家、国民国家というもの

ション・ステート」であることと、社会学的に多民族的、ポリエスニックであることとの齟齬の意識は、深刻な民 として見られるがゆえに、各国は民族問題に神経をとがらせる。 ク集団は同義ではないにせよ、エスニック集団は究極的には分離や独立国家形成を目指す潜在的な「ネーション」 族的少数者の権利が語られる時も、必ず当該国家の主権尊重という留保が付けられる。「ネーション」とエスニッ 重の視点から、「人民の自決権」を、「人権」と同じような水準で認めているわけではなく、国際人権法において民 族問題などがからむと、統一的な「ネーション」に亀裂を持ちこむといわれることもある。国際法も、主権国家尊 ニックな要素を、何らかの形で法・権利システム、国家構造に反映させざるを得ない状況にある。もっとも、「ネー 国民国家は民族的均質性への傾斜がみられるが、同時に地球上の大半の国民国家は、内部の多民族的、ポリエス

が乱立する中で、さしずめ「ロシアは独立国家になった、しかし、いまだロシア国民は形成されていない」とも言 も言語の系統も異なる。もちろん、それを言い出したらシベリアも、征服された先住民の地域であり、突き詰めて うのみならず、旧ロシア帝国の遺産でもあり、チェチェンはロマノフ王朝時代に軍事征服された絶域であり、宗教 おも領土的・民族的に「帝国」的遺産を継承していることを物語っていた。それは「ソヴィエト帝国」の遺産とい のロシア国家の形成が危ぶまれていたのである。チェチェンの分離独立指向と紛争も、ソ連解体後のロシアが、な 共和国や自治管区などにも及んでいたこともあって、統一的な「憲法的空間」konstitutsionnoe prostranstvo として われた。ペレストロイカ時代にソ連構成共和国に次々と飛び火した「主権シンドローム」は直にロシア内の旧自治 おり、住民の多様な民族的アイデンティティも強固であるため、ソ連解体後、ロシア内部で諸民族、諸地域の利害 の自治共和国や大半の自治州が、現在のロシア連邦を構成する「共和国」になった)や自治管区などを多く抱えて いったら最終的にロシアの起源はイワン雷帝以前のモスクワ周辺だけになってしまう。もとより、ロシア帝国は、 ロシアは、ソヴィエト時代から引き継いだ特有の連邦制度により、国内に二一の民族国家体(かつてのロシア内

チェンのような武力紛争に至っていない地域でも、ロシア内のタタルスタンやトゥヴァなどは、元来、ロシアから に「本国」から「海外の植民地」が独立するという構図が明確でないまま、ソ連そして今日のロシアに至った。チェ 地続きの植民によって東西南北に領土を拡張させてきたのであり、かつての欧州列強諸国による植民地支配のよう

の自立指向が強かった。

壁にぶつからざるを得なかった。ソ連の終焉はロシアの危機の始まりを意味した。 成の経験を有していない。そのようなロシアの国家統一は、連邦制や民族関係の視点からみても、その後、多くの ソ連の中核をしめていたと同時にその中に埋没していたロシアは、歴史上、バルト三国のように主権国民国家形

二、ロシア・ソ連における民族と国家

帝政ロシア・・・多元的統治と同化

住民や中央アジアの遊牧民など)とユダヤ人からなっていた。「異族」は「同化」の対象とはされず、しばしば法 体系が別で、兵役免除などがあり、ある種の「自治」をもっていたが、それらはキリスト教徒からみて差別される 帝駁ロシア法には「異族」inorodtsyという総称があった。「異族」は、大別すると「東方の異族」(シベリアの先 さることながら、エスニシティ、宗派が複雑に交錯しており、それらのカテゴリーを集約させたひとつの例として、 間のギャップは激しかった。ツァーリ専制の下での身分制度は、貴族と農民との間の垂直的な階層性という問題も 自由主義的貴族層に到達していたものの、それらの思想・理念と広大な領土を統治するツァーリ専制の反動化との 「身分」であり、ユダヤ人に関しては居住地制限もあり、ポグロム(虐殺)も絶えなかった。 フランス革命の理念やドイツロマン派の国民主義、ナショナリズム思想の影響は一九世紀初頭のロシアにおける

法律的カテゴリーとしての「異族」の概念は、インフォーマルには、帝国における大ロシア人 Belikorusskii 以外

ニック集団としての意識はむしろ希薄であった。

合、それに該当する住民の比率はロシア帝国会住民の数パーセントに過ぎないことになるが、慣用的に用いられる の住民一般を指す言葉として、しだいに意味が拡張されていったという。法律的カテゴリーとしての「異族」の場 による区分が加わっていくことを物語っていた。それ以前は、大ロシア人といっても、その支配層も、民族やエス に半数以上になる(一八九七年の調査によるとロシア帝国において「大ロシア人」の占める比率は四三・三パーセ の境界付けに用いられていくことは、それまでの帝国の支配イデオロギーに、しだいにナショナルな正統性やそれ ント)。宗派や生活形態(遊牧など)の違いによって規定された「身分」としての「異族」概念が拡張し、[民族] 「異族」が非ロシア系の諸民族やロシア語以外のことばを話す住民を意味するようになると、帝国の全住民の、実

央によって「独立言語」として十分に認知されず、むしろロシア語の「方言」narechie とされ、帝国の側からの同 生み出される、固有の言語による小説や詩、歴史記述、演劇などである。ところが、大ロシア人と同じスラブ系民 心を高めた。国家なき諸民族にとって、ナショナリズムの要になるのは、当該民族のインテリゲンツィヤによって 以降の晩期のツァーリ専制は、周辺諸民族にとっての民主主義的解放思想であったナショナリズムに対して、警戒 族のウクライナ人(帝政時代にはウクライナは「小ロシア」とも言われた)や白ロシア人が用いる言語は、帝国中 ロシア帝国西方のポーランドやウクライナでは、近代的ナショナリズム思想が胚胎していき、特に一九世紀後半

化思想はより強かったと言える。ウクライナ語については、一八六三年の内務省命令によって宗教書、教科書の出

版が禁止され、時の内相ヴァルーエフは、「小ロシア語は存在しないし、存在しなかったし、これからも存在しな

の上演や辞書の出版には制約が多かった。当時、ハプスプルク帝国領であった西ウクライナ(ガリツィア)からの れるウクライナ語出版物が分けられた。許可されたのは、歴史的な資料や文芸作品などで、他方、ウクライナ語劇 いだろう」と述べた。一八七六年および一八八一年の非公開の勅令では、禁止されるウクライナ語出版物と許可さ

沿バルト地域では、歴史的にドイツ人貴族とドイツ語の影響が大きく、フィンランドではスウェーデン語の影響力 は、当初、ギムナジウムにおける教育言語はドイツ語で、その他の学校の教育言語は、ドイツ語の他、ラトヴィア が大きく、それらの間で対立構図もあったため、ロシア語は、当初、第三者的に流入していった。沿バルト地域で ウクライナ語文献の持ち込みも禁止された(ハプスブルク帝国では諸民族の自由が比較的あった)。 沿パルト地域やフィンランドでは、民族・言語問題は必ずしも「ロシア語対地元の言語」という構図ではなく、

年代には役所の言語や国立・私立学校の授業言語がロシア語になっていった。

語やエストニア語であった。ロシア語教育は、一八七〇年代、徴兵制の施行とともに義務化されていった。一八八〇

民族を同化・吸収する」という図式が成立するわけではない。 をまるごと同化させることなど不可能である。また、ポーランドのようにカトリック文化や文章語の歴史を強固に アなどが発達していない当時において、また農村においては陰字率がきわめて低い状況において、任意の民族集団 わっていた。ただし、同化といっても、実際に同化が全般的に行き渡ったわけではなく、そもそも義務教育やメディ ルトヘイト的であると同時に、近代ナショナリズム思想を胚胎させた西方の諸民族には同化や民族性抑圧の力も加 有している西方の民族の場合、ツァーリ専制権力がポーランドのナショナリズムの発現を抑圧することはできても — ポーランド語の規制は、一時、カトリック教会で用いられる礼拝の言語にまで及んだ — 「先進的民族が後進的 ロシア帝国の諸民族統治は、民族・エスニック集団ごとに対応が異なっており、一方では非同化的、時にはアパ

し出版する権利がある」と進言していた。 **ナ語出版物取締りについて、二〇世紀初頭には「小ロシア人も、大ロシア人と同様に、自分の母語でおおやけに話** たわけではない。内務省による民族語出版物の検閲レジームに対して、教育省サイドは、例えば先述したウクライ また西方の諸民族に関しても、帝国指導層や官僚が、ロシア語などを通じた同化を望ましいと一貫して考えてい 法 学 雜 誌 52巻4

の論理がみられた。

ていた。総体として、帝国的な多元的統治や身分削を残しつつ、国民国家的な統合論理をかぶせるという継ぎ接ぎ ンランド大公国」にも及んだが、同時にフィンランドは歴史的に統治の法体系が別であり固有の自治や議会を持っ た民族問題に対する、一種の牽制であったであろう。ロシア国家の「単一不可分」性は、ロシア帝国領であった「フィ 現れた「単一不可分」性の規定は、法システムの統合性という形式的側面のみならず、帝国の土台を揺さぶってい フランス大革命に見出しつつも、主に法システムの統合性という形式的側面から論じている。ただし、新基本法に う規定が初めて登場した。帝政ロシア時代の法学者ノリデは、「単一不可分」性の形態の起源を、西欧、とりわけ あるロシア帝国基本法は、「ロシア国家は単一かつ不可分」の条文で始まり、ロシア語が「全国家語」であるとい 〇六年四月に公布された欽定憲法 ― マックス・ウェーバーのいう「ロシアにおける外見的立憲制への移行」 ― で は自らを国民国家的なオプションで偽装し始めた。いわゆる一九〇五年革命による国政の危機への対応として一九 に民族解放運動を結合させていったことは、帝国の土台を揺さぶっていった。そして、しだいに晩期のロシア帝国 いえ、十九世紀末から二〇世紀初頭にかけて、民族意識において「対自的な」インテリゲンツィヤが社会革命運動 しろ土地の名前や信奉している宗教の名前、もしくは身分(「農民」、「コサック」など)を答えたであろう。とは ちなみに、当時、民衆レベルにおいては、「あなたは何々人か?」と問われた場合、今で言う「民族」よりもむ

を基盤に民主主義的な意味での「ロシア国民」の形成を望んでいた。ただし、その場合の「国民」といっても多民 てロシア国家を崩壊に導くものとみなされた。その代わり、カデットなどの立憲主義者は、ロシア帝国の「臣民」 分離独立という発想は、あまりにも革命的であるか、さもなければ諸民族の居住分布が入りくんでいることもあっ 意民主党)などの二〇世紀初頭の「リベラル」においても支配的であった。当時、立憲主義者にとって、連邦制や ロシア国家の「単一不可分」性の維持は、君主制論者やスラブ主義的伝統主義者はもちろんのこと、カデット (立

ズムの視点から民族自決権に否定的な潮流とに分かれていた。 族の民族語教育の自治(文化自治)などを主張していた。アナーキズムやナロードニキの流れをくむ左翼は連邦制 あるいはロシア帝国内の諸民族を革命の味方につけるために、民族自決権を主張する潮流と、インターナショナリ に好意的であった。ボリシェヴィキは、反帝国主義あるいは「帝国主義戦争を内乱に転化する」という見地から、 族的ファクターを重視してのことで、立憲主義者は、民族問題に関して、ポーランドやフィンランドの自治、各民

和的であった。 **る周縁部や西方において著しかった。こうした、いわゆる民族政党の多くは、文化自治、領域的自治、連邦制に親** 成は、帝国の中枢部というよりも、南コーカサス(カフカース)、ポーランド、ウクライナ、沿バルトなど、むし もっとも、それらの路潮流以外に、一九世紀末から二〇世紀初頭のロシアにおける雨後の筍のような諸政党の生

よって媒介させようとすればするほど、他の賭民族の難反を招く。ロシア帝国臣民の統合要求は、民主主義的な意 通じた国家統合思想も一方ではあった。しかし、晩期の帝国において国家の「単一不可分」性を支配的な民族性に 脆弱さへの対応として、西欧国民国家からの借り物として出てきたのである。帝国支配層による正教やロシア語を ナリズム、パトリオティズムの脆弱さを示していた。ロシア帝国の「単一不可分」性という概念規定も、そうした て民族政党が生成し、民族的課題についての綱領を持ち始めた状 況は、ロシア国家全体を統合するようなナショ 帝政ロシアにおいて、そもそも立憲政党よりも、一九世紀末から革命的な社会主義政党が先行し、周縁部におい

とりわけ第二国会では、母語による初等教育に関する法案作成なども提案されたが、国会解散によって水に流れた。 おける母語の自由への抑圧は緩んでいたとも言える。そして、制限的ながら設立された帝国の国会(ドゥーマ)、 一九〇六年の基本法が発布されるきっかけとなった一九〇五年革命に前後して、特にウクライナやポーランドに

味での「国民」形成の基盤となるどころか、帝国の中での諸民族の階層性を露呈させた。

また、選挙法の改定によって、第三国会以降、非ロシア系諸民族出身議員の代表度が低下し、国会は、より保守的、 「大ロシア的」になっていった。当時のロシアが、立憲制とそれによる民族問題への対応という可能性を持ちつつ、

植民地や北アメリカでは民族が摸滅されることがあったが、ロシアではそのようなことはなかったのである」と述 それを括かしきれず、第一時大戦への突入の末、帝国の解体に帰結することになった。 べている。こうした見解は、古くからあり、必ずしもソルジェニーツィン固有の見解とは言えないが、妥当かどう 自然環境、宗教、文化、独自性を保護されていた。少数民族の一つたりとも根絶やしにはされなかった。帝国主義 に纒入された諸民族は、融和政策によって統一国家のなかで確固たる位置を占め、民族としての生存を保証され、 なお、ソ連解体後、亡命先から帰国したソルジェニーツィンは、自著の中で帝政ロシア時代について、「ロシア

か、議論の余地はある。 確かに帝国統治は必ずしも同化や少数派の文化や言語の抹殺を意味するものではないし、ロシア帝国もある種の

護し、「平和」を持続させることもある。しかし、あらゆる諸民族・少数民族に同化が必ずしも強要されないとし ても、そもそも当時の帝国統治下においては、前述したように、養務教育を通じた標準器教育、大衆の読み書き能

力が発達しているわけではなく、メディアもあまり発達していない。また、例えばムスリムの住民をまるごと正教

多元的統治体制をとっていた。帝国への編入が局地的な紛争を終結させ、辺境の諸民族を周辺の強国の侵略から保

イギリス人などと異なって、ロシア人はロシア帝国のなかで「帝国民族」にはならなかったときっぱり言ってい 保証され」とまで肯定的に位置付けられるかどうかは疑問である。またソルジェニーツィンは、大英帝国における 大いにあり得る。しかし、そのことをもってしてソルジェニーツィンが言っているように、「民族としての生存を 専制的であろうと、結果的に辺境の諸民族住民はそれぞれの独自性を維持しつつ「即自的に」生存していることは 徒に改宗させるのも困難であり、帝国側もそれを望んだわけではなかった。だから帝国における統治体制がいかに

を欠いており、確固とした支配的民族を欠いていた、という具合に。このような古くからある見解は、ソ連解体後 のロシアにおいて、むしろ目立ってきている。 うした見解も、度々聞かれる。ロシア帝国は、『ロシア人』の国ではなく、そもそも「メトロポリス」という概念 る。「多民族のタベストリーに織り込まれた縦糸のごとく、ロシア人は全体を包み込む役割を担ったのだ」と。こ

多数の非ロシア人が含まれていたことなどである。 ンが挙げているのは、ロシア人の大部分を占めていた農民層が帝国からなんら恩恵や特権が与えられず苦しんでい 族中心主義的な支配的・優越的民族ではなかったと言わんとしているのだろう。その根拠としてソルジェニーツィ たこと、「帝国意識」は一部の上流貴族にこそあれ一般大衆にそのような意識はなかったということ、国家機関に 何をもってして「帝国民族」とみなすかは、難しいところであるが、要は、ロシア帝国においてロシア人は自民

らないし、例えばロシア帝国内のタタール人は他のムスリム系諸民族に対して大きな影響力を有していた。 しまっているのではないだろうか。ただし、「帝国民族」というべきポジションにあるものが、唯一の民族とは限 ではない。はからずも、「ロシア人は全体を包み込む」といった発想が、見方によっては、「帝国民族」性を示して ろうか。いかなる帝国や国民国家といえども、相対的に優勢な民族に属する住民がまるごと支配的階層にあるわけ 系であった。しかしだからといって、ロシア帝国におけるロシア人の「非帝国」的性格を断定することが可能であ 賭民族のエリート層から帝国指導部に忠実な人員が多く登用された。ロシア帝国の世襲貴族の約半数は、非ロシア では発達していなかった。また、帝国支配層がロシア人によって独占されていたわけではなく、むしろ非ロシア系 確かにロシア人の多くを占める農民は農奴制にあえいでいたし、しかも、農奴制は帝国の辺境地域、異民族地域

に関して駆使している言説は、ある意味で、かつてのソ連の民族政策の言説に似ているのではないか。いわく、平 アイロニカルにいえば、ソ連体制を批判し続けてきたソルジェニーツィンが旧ロシア帝国の民族政策や民族関係

52巻4号

等な諸民族が友好関係を取り結んでいて、「長兄」であるロシア人は、「帝国民族」であるどころか、諸資源の分配 において周辺諸民族のために積極的に犠牲を払ってきた、という具合に。

ソ連・・・「アファーマティブ・アクション帝国」とその矛盾

義のアナロジーでいうと「小ロシア主義」(この場合の「小ロシア」とはウクライナのことではない) ともいうべ せることは、困難であっただろう。場合によって、周辺の有力な民族地域がやがては独立し(バルト諸国、ポーラ 近代法治国家の要求でもある。それは、まったく不可能ではなかったかもしれないが、臨時政府は国家体制のあり 思想に支えられた単一の「ロシア共和国」の建設が可能であっただろうか。国家・国民の「単一不可分」性とは、 和制の一歩を踏み始めたのだが、それによって帝政ロシアの領土を引き継ぎつつ市民的ナショナリズムと国家統合 結後の臨時政府である(ソヴィエト流にいうと「ブルジョア臨時政府」)。この「二月革命」をもってロシアは共 き領土の下で少数派民族を何割か抱えつつもロシア国民国家が形成可能であったかもしれない。 ンド、フィンランド、ウクライナ、タタール、グルジア、アルメニアなど)、かつての大ドイツ主義と小ドイツ主 ていた。いずれにせよ帝政ロシアの基本法で宣言された「単一不可分」性を、帝政終結後のロシアにおいて維持さ 下でも、フィンランドやポーランドの独立問題などが持ちあがっていて、なおかつ臨時政府は全国的な統制を欠い エト権力によって召集され、同議会がソヴィエト権力を否認したために解散させられた)。もっとも、臨時政府の 方について来るべく意法創定議会の召集に求めていて、今となっては何とも言えない(憲法制定議会は後にソヴィ ロシア史上、始めて身分制度や民族差別を廃止して市民的平等(形式的平等)を宣言したのは、ロマノフ王朝終

共和国』― 後に「連邦」と「ソヴィエト」の語順が入れ替わる ― 自治の行方は何ら定まっていない。一九一八年

しかし歴史の知るところによると、ほどなくしてソヴィエトが権力を奪取し、「ロシア連邦社会主義ソヴィエト

じたのかという議論に力点が置かれている。

ビニズム(排外主義)」は(少なくとも表向きは)否定された。 がロシア内の自治共和国としてとどまっていた中央アジア諸地域が国境区画を経て後にソ連を構成する独立の共和 の下では、「被抑圧民族」のナショナリズムについては理解が示されたが、抑圧する側としての「大ロシア的ショー ヴィエト権力が「民族自決権」の大袰名分を掲げていたがゆえにとられた方法でもあった。初期のソヴィエト権力 国になった(カザフ、ウズベク、キルギス、タジク、トルクメン)。こうした民族的・領域的国家体の樹立は、ソ たロシア共和国と同盟関係を結ぶという形でソヴィエト連邦(ソヴィエト同盟)が結成された。さらに当初、一部 イジャン、アルメニア)にソヴィエト共和国が樹立された。旧ロシア帝国領からそれらの諸共和国を差し引いて残っ ヴィキと赤軍の威力によりつつ、旧ロシア帝国領のウクライナ、ベラルーシ、南コーカサス(グルジア、アゼルバ フィンランドやポーランド、沿バルト諸国は独立して非ソヴィエト体制の道程を歩んだが、内戦を経てポリシェ

に初のソヴィエト憲法が公布された時も連邦制度の具体的なメカニズムについては規定されていなかった。

だからといってそこでは当時のソ連民族政策が礼賛されているのではなく、『アファーティブ・アクション帝国』 な多民族帝国という意味が込められることになる。これは、ソ連の一定の側面を言い当てているだろう。むろん、 ら「邪悪」や「異民族抑圧」という意味が込められているのではなくて、ある種の平等主義的・少数派民族優遇的 では、むしろ周辺諸民族をある意味で「優遇」していく過程でどのような葛藤や矛盾、政策の挫折や転換などが生 クション帝国』The Affirmative Action Empireといったユニークな著作も現れている。この場合、「帝国」にもっぱ 比較的よく知られてきたが、近年では、その局面を緻密に分析したテリー・マーティンの『アファーマティブ・ア の言語政策や少数民族出身者の要職登用などを実行したということは、従来のソ連民族政策の歴史研究などからも その際、ソ連初期の民族政策が「大ロシア的ショービニズム」を批判して諸民族の「実質的平等」の見地から

シア系の連邦構成共和国や自治共和国の最高会議においては基幹民族出身者が、当該民族国家体に占める人口比率 て、ソ連全体の人口比からいってロシア人が相対的に多いものの、人為的に多民族的構成に留意されていた。非ロ たるまで何らかの形で維持されてきた。ソ連では党や軍など主要組織の幹部の構成、あるいは大学入学定員におい 折をたどり、一九三〇年代に政策の転換が生じたとみなすのが有力な見解であるが、ある意味ではソ連解体期にい に照らして多めに代表されるようになっていた。 もしソ連を「帝国」と見立てた場合、その「アファーマティブ・アクション帝国」としての民族政策は、紆余曲

スターリニズムの下では、民族を問わず、体制に忠実であっても恣意的に「人民の敵」のレッテルを貼られる可能 に立っていた。例えばナチズムの世界観にとって、「敵」は主に「ユダヤ人」や一部の反体制活動家であったが、 で被抑圧諸民族の擁護者としてのスタンスをとっていたスターリンは、諸民族にとって「超然」としたポジション ト」として立ち現れたという見方は、ある側面をついているが、別の見方をすれば、かつて民族問題担当人民委員 アメシアニズムの思想は水面下で復活していった。グルジア人であったスターリンが、「大ロシア的ショービニス まったのではなく、むしろ強まった。また、「スターリン批判」後に、異論派によるロシアナショナリズムやロシ ンの名に結びつけるのは間違いであり、いわゆる「スターリン批判」後、ロシア人やロシア語のヘゲモニーは、弱 ていた。しかしだからといって、ロシア語の拡大やロシア中心主義を、もっぱらスターリニズムもしくはスターリ にそのイデオロギーは「伝統への回帰」でもあり、ロシアの「帝国」的遺産を積極的に引き継いでいることを示し された。そうした意味では、スターリニズム(スターリン時代の統治体制)は「第二革命」とも言われるが、同時 を彷彿とさせるようなイデオロギーも一九三〇年代から徐々に復活していき、後のソ連の国歌では「偉大なルーシ」 (「ルーシ」は「ロシア」の古語)という言葉も表れた。帝政ロシア時代の周辺諸民族征服も肯定的に位置付け直 しかし他方で、ソ連では革命期や一九二〇年代に否定されたはずの「大ロシア的ショーピニズム(排外主義)」

なり、地元の民族はロシア語を初等教育から習うのに、移住したロシア人は特に地元の言語を習得せずとも済むと 語の占める比率は高くなった。特に、第二次大戦後、ロシア以外の共和国の都心においてもロシア人の比率が高く ・法令の公布言語として維持されたが、非ロシア系諸民族にとって、教育や職業のランクが上昇するほど、ロシア 第二次大戦後、非ロシア系諸民族の言語について、ソ連を構成する共和国の基幹民族の言語は教育・出版・放送

性があった。

幹民族→自治共和国や自治州・自治管区内の基幹民族→離散している民族や自らの民族名称を冠した国家体や自治 学、民族学などを通じて喧伝され、諸民族の平等と友好の国とされていた一方、ロシア人→連邦構成共和国内の基 構成体をもたない民族的少数者、といった階層構造があった。 特定の民族的・地理的名称をもたないソ連という国家は、多数の民族と言語の宝庫であることが統計学や人類

いう非対称的関係があった。

どで、しばしば住民が土地の名前や部族の名前でしか調査に答えれなかったからでもあり、それが、そもそも「民 族」natrional、nost;nationality なのかどうか、当局や民族学・人類学者を悩ませた。 査では、当初、回答に表れた民族数が、全ソ連レベルで二百近くにも及んだ。これは、中央アジアやコーカサスな のは、ある意味で個人レベルでの「民族自決」である。しかし事態はそれほど単純ではなかった。一九二六年の調 実態を調べる国勢調査が行われていた。自分の属する民族が何なのか、母語は何なのかを「自由に」答えるという の歴史の中で強化されてきたと言える。ソ連では、第二次大戦前に三回、戦後に三回、全住民の民族帰属や母語の そうした構造の中で、前述した帝政ロシアの状況と比較してみると、個々の民族意識は、むしろソヴィエト体制

七二の民族が公認された。人口数の少ないいくつかの民族(登録数が五〇人以下の民族集団)は一覧から削

に関する規定」一九七四年八月二八日)。

話すサルト人はウズベク人とみなされ、残りはサルト=カルムィク人に計上された・・・鯛 された。ユダヤ人は統一されたのではなく、居住領域にしたがって五つの民族集団に分けられた。ウズベク語を 除され、調査結果では近隣集団に統合されて計上された。いくつかの大きな「疑問の余地のある民族」の一件に ついても落着した。ミングレリア人、アジャリア人、スヴァン人、ラズ人は、グルジア人のサブ集団として計上

民族が登録される。以後の民族登録の変更は認められない。」となっていた(「ソ連におけるバスポートシステム れ異なった民族に属す場合、第一回目のパスポート交付の際、交付を受ける者の希望にしたがって父もしくは母の wost'の帰属を記入する欄があり、規定では「バスポートにおける民族の登録は両親の民族による。両親がそれぞ 現れた民族数は、おおよそ一四〇程度に収斂していった。またソ連のパスポート(国内旅券)では民族 massional 「民族国家建設」に対応した民族的帰属意識が形成されるにしたがって、第二次大戦後のソ連の国勢調査において ソ連時代初期には、依然として地域的には後の民族=「想像の共同体」意識はまだ確固としていなかった。しかし

成体を持たない民族的少数者には、固有の言語を運用する末端の民族地区や民族村ソヴィエトも設立された。 不可視化されやすかった。もとをただせば、一九二〇年代後半から三〇年代前半にかけて、特定の国家体や自治構 下の民族や自らの民族名称を冠した国家体や自治構成体をもたない民族的少数者は、どちらかというと、不遇で、 ル・コレクトネス」にも問題はあり、前述したソヴィエト連邦制における諸民族の階層構造のうち、自治共和国以 るという陳列的かつ陳腐な多様性の誇示と友好性のしるしがありふれたものであった。このソ連版の「ポリティカ プロパガンダや直伝ポスターの次元では、一五の共和国に対応した各民族住民がそれぞれの民族衣装を着て登場す このようにして、ソヴィエト市民は、公文書において一つの民族帰属を選択させられ=「自決」させられてきた。

九〇年四月二六日付)が制定された。この法律では、一九二〇年代に試みられたようなロジックが再び導入された。 体の外部に居住する、もしくは、ソ連に自己の民族国家体を持たない市民の自由の民族発展に関する法律」(一九 細分化に終止符が打たれた。この問題は、ゴルバチョフのペレストロイカ時代に再燃し、新たに「自己の民族国家 定「民族地区および民族村ソヴィエトの解体について」(一九三七年一二月一七日付)によって、「民族自決権」の 言語を解する民族的少数者からの要員登用が積極的に行われた。しかし、三〇年代後半に党中央委員会政治局の決 族政策における「アファーマティブ・アクション」の最盛期を示しており、社会主義建設の必要性からも、 九三三年には、 ソ連には二五〇の民族地区と五三〇〇の民族村ソヴィエトが存在していて、こうした細分化は民 地元の

運動を複雑にし、後に紛争の基盤にさえなったのである(例えばナゴルノ=カラバフ自治州の帰属をめぐるアゼル もあって、単にナショナリズムを抑圧したというのではなく、ある意味で、「民族」 あるいは「民族国家体」、「民 した意味で、「アファーマティブ・アクション帝国」としてのソ連の民族政策は、その平等主義的コノテーショシ うことでもある。ソ連の民族政策においては、それが「民族自決」の連鎖、細分化という問題をもたらした。そう うのみならず、人々を何らかの基準にしたがって「識別」、アイデンティファイすることが必要になってくるとい 数派の民族といった図式にもなった。ペレストロイカ時代は、さながら「エトノス」の凱旋行進であったとも言え バイジャンとアルメニアの対立や、グルジアとアブハズ自治共和国の対立、等々)。紛争の構図は、単に「ロシア 族領土体」という様式を物神化させてきたのであり、そのことが、ペレストロイカ時代以降の民族問題や分離独立 人対その他」といった図式だけでなく、各地における有力な民族同士、あるいは、そうした有力な民族とさらに少 「アファーマティブ・アクション」の抱え込む問題性とは、単に、ある種の少数派優遇が「逆差別」になるとい

るが、この「エトノス」の問題については、次節でも若干触れる。

転換期・・・「ソヴィエト人民」から「ロシア国民」へ

く。また、ソ連時代にはほとんど見られなかったことだが、ナショナリズムに関する欧米の理論もさかんに紹介、 代前半は、新聞や学術雑誌、オピニョン誌において民族問題・ナショナリズム関連の議論が異常に多いことに気づ ト・アンダーソンなどに言及する光景がしばしばみられた)。まさに議論は百家争鳴、暗中模索ともいうべき状況 翻訳されていた(民族問題やナショナリズムについて発言するロシアの論客がエルネスト・ゲルナーやベネディク ベレストロイカ以降、ソ連では民族問題に関する離論が白熱したが、ソ連解体後のロシアでも、特に一九九〇年

を呈していた。

隆していた(ゲルナーやアンダーソンの主要な著作も八〇年代に出た)。その多くは、マルクス主義の系譜を引き ものである。その後、周縁や少数派の側から歴史をみるという視点も増え、今日、アカデミズムにおいて、それら り、「公定」ナショナリズムや植民地、少数派のナショナリズムなど、複数の次元からナショナリズムをとらえる リズムの神話の「イデオロギー批判」、ネーション形成の作為性、人為性(構築主義)、近代性を認識するものであ 中越戦争)やソ連における民族問題にも触発されていた。当時のナショナリズム研究の基本的枠組みは、ナショナ そのものを問題にするというスタイル ― をとり、状況的には社会主義国同士の戦争(かつての中ソ紛争や当時の つつ、そのバラダイムを再考するという形態 ― 古典的な「経済還元論」ではなく、「イデオロギー」、「上部構造」 の視点は、もはや暗黙知になっている。 ナショナリズム論は、すでに一九八〇年代以降、イギリスなどで「文化研究」Cultural Studies の系譜の中で興

特に、中央アジアの諸共和国の名称に対応する民族や、アゼルバイジャンといった民族名称は、区画編成に伴って、 という背景に照らすと、ソ連の民族政策史において、民族構築の人為性という認識は、ある意味で自明でもあった。 ソ連における連邦構成共和国、自治共和国などの「民族国家建設」に伴う民族語出版物や民族語学校などの創出

半ばソヴィエト権力によって強固にされたものである。かといって、「作られた民族」、「新しい民族」という、一 や旧ユーゴスラヴィアでみられた。ある民族の起源を太古の昔にまで遡って求めることが神話であることは誰しも 族の平等や友好を説いていた政治家が、ある局面で民族主義を政治的動員のカードとして出してくることが旧ソ連 種の『さめた』認識は、必ずしも民族紛争や民族対立抑止の手立てになるわけではなかった。むしろかつては諸民

が承知していても、そうした神話は、時として、一定の効力をもった。

て演繹されたエスニック集団を意味していた。スターリンが、「ナーツィヤ」を、言語や領土、心理などから演繹 住民の総体を「北方ナロードノスチ」と記していた。 治的意味合いも強い。そこから、特定の領域国家体を有していないような少数民族を意味する「ナロードノスチ」 しているというのみならず、連邦構成共和国や自治共和国など領域的な国家体の存在に裏打ちされた民族という政 したことは比較的有名である。とはいえ、ソ連の民族政策において、「ナーツィヤ」とは、単に言語や領土を共有 市民権の共有や社会契約の擬制によって共有された政治的共同体というよりも、言語や領土、帰属意識などによっ (日本語に強いて訳すと「準民族」)といった概念もあった。例えばソ連の公式統計は、人口三万人以下の北方先 また、ネーションやナシオンという西欧語と同起源にあたるロシア語の「ナーツィヤ」は、どちらかというと、

残るというわけである。 していうと、仮に「ナーツィヤ」という近代的「衣装」を取り払っても、「エトノス」という「身体」、「実体」が リシャ鼯起源の「エトノス」という概念が定着した。「エトノス」と「ナーツィヤ」との関係については、単純化 他方、特に一九七〇年代以降、ソ連の民族学や人類学では、スターリン流の定義が形を変えて残ると同時に、ギ

ニン主義的指向と相反する。とはいえ、当時の民族政策のイデオロギーと学術は必ずしも一枚岩ではなかった。ま こうした、一見したところ脱政治化された「エトノス」という概念の定着は、「諸民族の接近と融合」というレー

は『諸民族の接近と融合』というイデオロギーに親和的であった。しかし、他方で「エトノス」概念は、個々の民 観論とやや異なって、むしろ諸民族の帰属意識の強固さや固有の文化、言語、生活形態などの存在や表象に対応し 族的アイデンティティや民族間の差異が近い将来に消失して何か新たに融合した歴史的主体が形成されるという楽 当時のソ連では、異なった民族同士の婚姻や言語シフトの様態などについてさかんに研究され、それは一方で

のである。 エトノスを実体化する「本質主義」や「原初主義」的把握が、理輪やイデオロギーにおいて渾然一体となってきた われるが、結局、ソ連における「民族国家建設」は、一方では「構築主義」の材料を与えているものの、他方では mordialism という捉え方とも親和性を有することになる。それに批判的な見地が「構築主義」constructivism とも言 したがって、「エトノス」概念の定着は、考えようによっては、「本質主義」eissentialism あるいは「原初主義」pri-

内の少数派や離散している民族のナショナリズム、といった具合に(エスノ)ナショナリズムは重層し、時として、 と呼ばれるように、ロシア全体としてのナショナリズム、連邦を構成する共和国のナショナリズム、さらに共和国 体自治 — を組織しようとする。ロシアでは、連邦構造が複雑なこともあって、「マトリョーシカ・ナショナリズム」 てカール・レンナーやオットー・バウアーが構想した)「民族文化自治」 ― 属人的メンバーシップによる一種の団 小様々な民族の不満が一挙に現れた。また、特定の領域的自治の組織が難しい民族や離散している民族も、(かつ の主体としても想定され、ペレストロイカ時代には既存のソヴィエト連邦制の枠組に飽き足らず、それに対する大 がら、新たな政治的意味を獲得する。つまり「エトノス」あるいは「エトノナーツィヤ」は、「自治」や「自決権」 「脱政治化」された概念であるかのように見える人類学的、民族学的な「エトノス」という枠組みは、しかしな

相互に敵対関係になる。

張(遠心化)とロシア国家全体の主権(求心化)との折り合いを、立憲主義や民主主義を媒介にしてどのように付 が、すべて「国家主義的」イデオロギーに彩られているというわけではない。むしろソ連やユーゴスラヴィアの二 けていくのかという議論がさかんになされていった。そして、それらの遠心化と求心化の両ペクトルを結びつける の舞は避けたいという意図の下で、多民族運邦制をどのように再構築していくか、諸民族や諸地域の権利・権益主 民主主義的な「国民」を創出できるのかという展望にさしかかっていた。 家的一体性」gosudarsivennoe edinsivo といったキーワードが九〇年代のロシアで繰り返し現れた。それらの諸觀論 や論者によってそのような危機感として意識されていた。そうした中で、「国家体制」gosudarstvennost。あるいは「国 合、ソ連解体後、自らがソ連のように解体してしまう危機感にも直面した。あるいは、左右を問わず多くの政治家 いかに国家レベルでのネーションやナショナリズムを醸成させていくかというところにあった。特にロシアの場

問題は、それぞれの民族が古かろうと新しかろうと、諸民族が入り組んでいるソ連の解体後の独立諸国において、

という教書演説の中で、「同じ市民としてのナーツィヤ(ネーション)」Natsiia kak so-grazhdanstvo, Nation as co 集団を意味するよりも、ちょうど「アメリカ国民」というのと同様な意味合いで「ロシア国民」という意味を持た かったからなのだろう。つまり、ネーションが、個別のタタール人やバシキール人、ロシア人といったエスニック 握である。従来のロシア、旧ソ連における、ネーション概念のもつ「エトノス」的意味合いに一定の転換を施した -citizenship という、まわりくどい表現を用いた。これは要するに政治共同体としてのネーションという古典的把 こうした事情を反映してか、エリツィン初代ロシア連邦大統領は、新憲法採択後、「ロシア国家の強化について」

は、民族的・エスニックな「ロシア人」を意味する「ルースキー」Russkii のことではなく、ロシア帝国の「ロシ なお、かつてソ連の一構成主体であり、ロシア革命以来、形式的には連邦制をとっていた「ロシア」Rossiia と

いる主権者としての「多民族からなる人民」が、いわば「ロシヤーニン」なのである。

となった。しかし、現代において、「ロシヤーニン」という言葉が、多民族を包摂する「ロシア市民」、「ロシア国 rossilaninという言葉が、いわば帝国の「臣民」というニュアンスで使われていたが、革命後にそれは廃れ、「雅語」 多民族を包含する概念でもある。そして帝政ロシア時代には、「ロシースキー」と同系統にあたる「ロシヤーニン」 民」的な意味合いを持ち、政治家による演説やメディアの論説などで使われ始めた。ロシア連邦憲法で規定されて ア」と同じく広大な地理的空間を包摂する国家的概念としての「ロシースキー」Rossiiskii と同義の言葉であり、

譲という語に比べればアイデンティティとして選択しやすい)。例えば異なった民族の間で生まれた子は、そうし る(ただし「ユーゴスラヴィア」というのは、その名の通り「南スラブ」という意味なので、「ソヴィエト」=会 ア人といった民族の他に、ある時期から「ユーゴスラヴィア人」という帰属を申請する人が増加し始めたと言われ タ・エトノス」、「メタ・ネーション」ともいうべき概念である。旧ユーゴスラヴィアでは、セルビア人やクロアチ し友好関係を取り結びつつ共産主義建設に邁進している」というコノテーションのある、諸民族をまとめあげる「メ 人)」Sovetskii narod という言葉が公式に流通し始めた。「ソヴィエト人民」という概念は、「平等な諸民族が接近 ソ連時代には、「ロシヤーニン」という言葉が使われなくなった代わりに、後に「ソヴィエト人民(ソヴィエト

現代的意味を付与されつつ、苦肉の策として持ち出されてきたと言える。 葉が発掘されてきたのは、あながち偶然とも恣意とも喜えず、「同じ市民としてのナーツィヤ」という概念と同様、 エト人」を選択していたであろうという。「ソヴィエト人民」が解体した後のロシアで、「ロシヤーニン」という言 個人の民族的帰嘱については必ずしも一義的な確定できない人も多いため、もし可能ならば、一定の住民は「ソヴィ 属申請として、例えば「ソヴィエト人」という選択肢は認められていなかった。しかし、ある論者に言わせると、

た新たな帰属概念を選ぶ可能性がある。しかし、ソ連のパスポート(国内旅券)や国勢調査では、個人の民族的帰

政治的、市民的ナショナリズムというモデルに「帝国的」な政治技術を接合するという発想は、一見したところ、

る際に「帝国」という様式が回帰することがある。といっても、この場合の「帝国」とは、必ずしも復古的、君主 ツのような「国民」モデルに単純に求めることもできない。そこで、ロシアの「国民国家」建設の方向性を補完す みることもできる。しかし、多くの民族、「エトノス」を擁するため、そうした「国民」形成を、フランスやドイ これらの概念や言葉の転換、意味付けの試行錯誤は、現代ロシアにおける「国民」創出、統合政策の一貫として

制擁護とは限らず、「多民族帝国」の様式という意味で使われることも多い。

シア国家に関して、次のように結論付ける。 換の関係、支配システムや正統性のあり方などと両立しないというわけである。しかし、他方でカスペは、現代ロ 質性、国家に対するプラグマティックな関わりなどの要因が、かつての「帝国」における中心と周縁との不等価交 の世界やロシアの状況に遺合しないという。つまり、現代における市場交換や大衆の政治参加、領域内の文化的同 **【帝国と近代化】の著者スヴャトスラフ・カスペによると、まず「帝国」という社会的・政治的システムは現在**

ځ. れた、帝国の実践についての思慮のある客観的分析が不可欠である。 ることができる。しかし、そのような諜題を決めるには、性急な政治的要請から免れ、目的への奉仕から解放さ くの有効性をもった民族政策を保障するため、近代化の条件の下でも帝国的な政治技術は利用され得るであろ (帝国の理念ではない)を部分的に実現させる可能性を排除するものではなく、古典的な国民国家と比べて多 ロシアが政治的、市民的ナショナリズムを選択する場合、そのモデルの中に多くの帝国的な実践を打ちたて ・ロシア帝国をすべての内実とともに復興させることは不可能とはいえ、そのことは、帝国的な政治技

32 の所在についてのジレンマを表しているようにも思える。 矛盾しているようにも思える。しかし、こうした発想は、「多民族からなる人民」という現代ロシアにおける主権

注(ロシア語文献については、ラテン文字表記に変換し、その書名や論文名等について日本語訳を付す)

î 新しいロシア」、『自由思想』、一九九二年第四号) V. Tishkov, Etnonatsionalizm i novaia Rocciia, Svobodnata Mysl' (ティシコフ「エスノナショナリズムと

2 堂、1100一年)の新美治一訳などを参照。 年)、『世界の憲法集』(第二版、有心堂、一九九八年)の宮地芳範訳、『解説』世界憲法集』(第四版、三省 法体制の展開』(信山社、二〇〇一年)の付録資料他、竹森正孝訳・解説[ロシア連邦憲法](七月堂、一九九六 現行ロシア連邦憲法(一九九三年一二月に国民投票で採択)の邦訳については、森下敏男【現代ロシア憲

3 などを含む脱中心的なネットワークとしての「帝国」秩序の形成という仮説に主眼が置かれている。Michael の中の「帝国」の正体であるということを意味するというよりも、諸国家や国際機関、多国籍企業、NGO 国』Empire という著作である。ハートとネグリの分析は、米国あるいは米国政府そのものがグローバル化 局面が議論されるようになった。それに一石を投じたのがマイケル・ハートとアントニオ・ネグリによる【帝 「帝国」や「帝国主義」論とは違った文脈・見地から、グローバル資本主義の下での「帝国」の進行という なお、東西冷戦精造が崩壊し、九〇年代における米国の「一人勝ち」が世界中で意識される中、かつての

4 資本主義の段階としての「帝国主義」imperialismと、古代・中世以来の「帝国」empireとは、本来、概

Hardt, Antonio Negri, Empire, Harvard, 2000

国」と異なって、「帝国主義」では主権国民国家をメトロポリスにして植民地支配が企てられる。 呼称がなされる場合、しばしば両者の概念的区別は曖昧になる。両者の差異に注目すると、古代からの「帝 念として異なるが(むろん前者の語源は後者なのだが)、現代国家に関して隱喩として「〇〇帝国」という

5 evitable と配した論者もいる。Mark R.Beissinger, Nationalist Mobilization and the Collapse of the Soviet State, 当時、「崩壊」というセンセーショナルなタイトルを掲げつつも、多くのソ連研究者に共通したことだが、 族問題を克明に配述しており、当時としては著名なソ連研究者による良質な書物だったのだろう。とはいえ、 ように、ソ連がまだ健在だったプレジネフ期にかかれたものであり、各種統計調査などからソ連の抱える民 volte des nations en URSSで一九七八年刊)。「崩壊した帝国」といっても、この著書は刊行年からもわかる のため、ベレストロイカにおける連邦解体プロセスを「不可能から不可避へ」from the Impossible to the In-にソ連があっけなく消失すると、それはペレストロイカの辿った必然的な結末のように映ることもある。そ した帝国 一九九〇年代にソ連が崩壊すると実際に予測した者はほとんどいなかったであろう。ところが、一九九一年 このような視点からの代表的な著作は、フランスのソ連研究者エレーヌ・カレール=ダンコースの『崩壊 ソ連における諸民族の反乱』(高橋武智訳、新評論、一九八一年、原題は L' Empire ectate-La re-

6 Vol.30, No.2, 2002 Taras Kuzio, History, Memory and Nation Building in the Post-Soviet Colonial Space, Nationalities Paper,

Ĵ 8 『帝国とは何か』(岩波書店、一九九四年)の編者の一人である山内昌之は、次のように言っている。「・・・ 塩川伸明「帝国の民族政策の基本は同化か?」、『ロシア史研究』第六四号、一九九九年、二五頁。

現在ほど、民族自決の理念とイデオロギーが無原則に信仰されるあまり、国民国家が雨後の筍のように簇生

結合体ないしは地域協力のシステムを模索する上で、〈帝国〉の経験と試行錯誤にふりかえることに意味が し、新しい国際環境もしくは秩序の青写真が描きづらくなっている時代もない。そこで、国家のゆるやかな

ある。」 (二六五頁)

連邦構想」について語っており、それについて「オスマン帝国の歴史的経験から得られる知恵」、「帝国の正 の遺産を現代に継承することは不可能ではあるまい」と述べている。(同書、三五頁) また山内は、イラクについて、「北部のクルド人、中部のスンナ派、南部のシーア派からなるゆるやかな

9 としての外貌を有するに至る。」 るなかで、ソビエト連邦もまた戦前における得意な成立事情を埋め込むかのように、ひとつの「大国民国家」 新典独立国家群に加えて、複数の人民民主主義=社会主義国家がユーラシア大陸とカリブ海の一角に登場す 家の地位を獲得した。戦後冷戦体制の形成・展開過程において、民族解放運動の帰結として成立した多数の 市場経済におけるアウタルキーを強制される一方、一九三〇年代の世界政治構造を構成する独立した主権国 ビエト共和制は、その「第二革命」を通じて「勝利した社会主義」に固有の政治構造へと転移した時、世界 年)所収の補論(二)「ソビエト型社会主義と「国民国家」問題」を参照。早川は次のように言う。「法治主 義に立脚して成立した近代国民国家の階級的性格を批判し、そのラディカルな社会主義的転換を指向したソ 「国民国家」論の視点からのソ連の分析については、早川弘道『ソビエト政治と民族』(成文堂、一九九四

ブに総括されるのは、二〇世紀の反システム運動が「国家の死滅」というユートピア的次元を持ちつつ、徹 頭徹尾「主権国家」に回収されていったからだと思われる。 なお、二○世紀の社会主義体制が(福祉国家のバージョンを含めて) しばしば「国家社会主義」とネガティ

<u>10</u> ソ連で民族問題が大々的に「顕在」するのはペレストロイカ以降であるが、もちろんそれ以前にも民族問

付された。

というロジックだけでは片付けることができないであろう。 ものが噴出した」というロジックで片付けてよいのかどうか、議論の余地がある。ベレストロイカ時代、シ 題に端を発するデモや住民間の衝突がないわけではなかった(ただしソ連の公式報道では伝えられなかっ として用いられる現象が広くみられ、必ずしも、民衆の中に潜在、蓄積されていたものが表面化、噴出した ステムの混乱の際に民族主義のイデオロギーが政治家やインテリゲンツィヤなどによって大衆動員のカード た)。しかし、だからといって、ペレストロイカ以降の民族問題の「顕在」化を、単純に「抑圧されていた

- $\widehat{\mathfrak{U}}$ 五十嵐徳子『現代ロシア人の意識構造』(大阪大学出版会、一九九九年)第三章。
- <u>12</u> 「ユーラシア主義」の思想史については、廣岡正久『ロシア・ナショナリズムの政治文化 ― 双頭の鷲と

イコン ― 』(創文社、二〇〇〇年)を参照。

- <u>13</u> 民主覚は、いわゆる『赤・褐色同盟』の姿勢もみせていたが、後にその可能性は薄れていった(前掲注二、 ガーノフ)はソ連の復活を主張した。もっとも、それらの主張は、現実的にはプロパガンダの域を出ないも 森下、二七二頁)。 のであった。第一回連邦下院選挙後、エリツィン政権に反対する愛国主義プロックの意味で、共産党や自由 |自由民主党 (党首、ジリノフスキー) は帝政ロシア時代の領土の復活を主張し、ロシア共産党 (党首、ジュ
- (14) 前掲注二、森下、二八一~二八五頁。
- <u>15</u> 五二号第五〇五二条)これによって旧ソ連国歌の旋律が復活したが、翌年の二〇〇一年三月に新しい歌詞が Sobranie zakonodateľstva Rossiiskoi Federatsii, 2000, No.52, st.5052. 《「ロシア連邦法令集】二〇〇〇年第
- $\widehat{16}$ 前掲注二、森下、三四三貫によると、「エリツィン氏の退陣によって、ソ連邦崩壊を前後する一つの時代

 $\widehat{18}$

<u>17</u> が終わった。体制転換は完了し、資本主義ロシアの時代が始まった。」 旧ソ連諸国における二重国籍関連の条約については、奥田安弘、伊藤知義、佐藤守男「資料

ソ連邦崩壊

後の国籍および外人法に関する二国間条約」、「北大法学論集」第五一巻第一号を参照。

一例として、廣瀬陽子「アゼルバイジャン人のソ連に対する意識」

- <u>19</u> (http://web.sfc.keio.ac.jp/~hiyoko/Az-feeling-USSR.htm | 二〇〇二年二月現在) によると、アゼルバイジャン 人の間では、ゴルバチョフに対する反感は強いものの、ソ連に対するノスタルジーに満ちているという。
- 20 the Soviet Union, Sage, 1997. 4%照。 ン問題についての複数の分析視角については、V. Tishkov, Ethnicity, Nationalism and Conflict in and after チェチェン問題をロシアの「帝国」性のネガとしてとらえる発想も、一つの見方に過ぎないが、チェチェ

いわゆる「デカブリスト」と称された青年貴族には穏健な立憲主義者や急進的な共和主義者がいたと言わ

21

- 22 奴解放を要求していったことは、ある種の民主主義的・立憲主義的な国民思想を意味してもいた。 れるが、そうした改革派が、ナポレオン戦争に触発された愛国心と同時に隷属下にある農民に思いをはせ農 九〇四年)。 Korkunov, Russkoe Gosudarustvennoe Pravo, T-1, 1904, P.331 (コルクノフ | ロシア国家法第1巻]、
- 23 て、西山克典『ロシア革命と東方辺境地域』(二〇〇二年、北海道大学図書刊行会)の第一章第一節を参照。 rial Russia', The Russian Review 57,1998. また同様な問題に触れたものとして、当時の人口調査とあわせ、 John W.Slocum, 'Who, and When, Were the Inorodisy? The Evolution of the Category of "Aliens" in Impe-
- <u>24</u> V. A. Mikhailov, Natsional'naiia Politika Roccii: Istoriia i sovremennost, 1997,P.59 (ドハイロフ編、「ロ

垂

- シアの民族政策 歴史と現代』、一九九七年)
- **2**5 デミー『小ロシア語出版の抑圧廃止について』、一九一〇年) Imperatorskaia Akademiia Nauk, Ob otmene stesnenii malorusskogo pechatnovo clova, 1910 (帝国科学アカ
- 26 前揭、注二四、五四—五五頁。
- 28 27 前揭、注二五、八頁。 前傾、注七、塩川、二八十二九頁。
- 29 Svod Zakonov Rassiiskoi Imperii, T-1, P.1 (『ロシア帝国法大全』第一巻)。

B.E.Nol'de, Ocherki Russkavo Gosudaruvennavo Prava(ノリデ『ロシア国家法概要』、サンクトペテルブ

ルク、一九一一年)の第三章。

30

- 31 A. I. Vdovin, Natsiia kak cograzhdanstvo, Vestnik Moskovskovo Universiteta, Istoriia, No.5, 1994 (シドラト **『共同市民権としてのネーション』、『モスクワ大学通報 歴史学編』、一九九四年第五号)**
- <u>32</u> lstoriia ratsional'nykh politicheskikh partii Rossii, 1997, P.11. (『ロシアの民族諸政党の歴史』、一九九七
- 33 を背景としている政党という意味で、「全ロシア的」obscherossiiskaia - 政党と相対的に区別されることが多 シップのみによっているというわけではなく、地理的ニュアンスもあるが、当該民族の多くが居住する地域 いわゆる民族政党 natsional'naia politichekaia partiia と呼ばれた政党は、必ずしも当該民族のみのメンバー
- <u>34</u> 領』、一九九五年)に掲載されている諸政党一覧によると、まず「社会主義的指向をもつ政党」に分類され Programmy politicheskikh partii Rossii konets 19-20 vv., 1995(【一九世紀末~二〇世紀のロシア政党網

シュナクチュン(一八九〇*アルメニアの政党)、ポーランド=リトアニア王国社会民主党(一八九三)、リ ているものとしては(以下、カッコの中は設立年)、アルメニア社会民主党「グンチャク」(一八八七)、ダ 主党(一九〇五)、バルト立憲党(一九〇五)、十月十七日同盟(一九〇五)、民主改革党(一九〇五)、平和 主義者(一九一八)、白ロシア社会主義連邦主義者党(一九一八)、ナロードニキ共産主義者党(一九一八)。 ウクライナ社会主義連邦主義者党(一九一七)、白ロシアエスエル(一九一八)、ウクライナエスエル=共産 社会主義党「ウシュ・ジュズ」(一九一七)、左翼社会革命党(一九一七)、革命的共産主義社党(一九一七)、 〇五)、ユダヤ社会民主労働党(一九〇六)、社会主義ユダヤ労働党(一九〇六)、勤労人民社会主義党(一 スト社会主義労働党(一九〇四)、グルジア社会主義連邦主義者党(一九〇四)、ウクライナエスエル(一九 民主労働党(一八九八)、革命的ウクライナ党(一九〇〇年)、エスエル(社会革命党、一九〇一)、白ロシ トアニア社会民主党(一八九六)、リトアニア=ポーランド=ロシア全ユダヤ同盟(一八九七)、ロシア社会 人民党 「ラムカヴァール」 (一九一七) 、カザフ党 「アラシ」 (一九一七) 、グルジア民族民主党 (一九一七) 、 九〇六)、社会革命最大限綱領主義者同盟(一九〇六)、ムスリム民主党「ムサヴァト」(一九一一)、カザフ ア社会主義グロマーダ(一九〇二)、ウクライナ社会革命党(一九〇三)、ラトヴィア社会民主労働党 再生党(一九〇六)、ロシア民族主義党(全ロシア民族連合、一九〇八)、進歩党(一九一二)、アルメニア (一九〇四)、ムスリム社会民主組織「グンメト」(一九〇四)、ウクライナ民主急進党 (一九〇四)、シオニ 次に「リベラルあるいは保守」に分類されている政党としては、リトアニア民主党(一九〇二)、立憲民

党(一九〇五)、法秩序党、立憲君主法治同盟(一九〇六)。 「君主主義者」に分類されているものとしては、『ロシアの会議』(一九〇〇)、ロシア君主主義党

工業家・経営者政治組織 (不明)、全ロシア商工党 (一九〇五)、進歩的経済党 (一九〇五)、中道進歩

37

二〇〇一年)を参照。

にリベラル・保守指向の政党の中で、周辺諸民族の名称を関した政党が一九世紀末から二〇世紀初頭にかけ やエスエル(後に左派分裂)、立憲民主党などが有名だが、以上のことから、まず社会主義指向の政党、次 (一九〇五)、ロシア人民同盟(一九〇五)、ミハイル・アルハンゲル記念ロシア人民同盟(一九〇八)。 通常、ロシア史の概説においては、ロシア社会民主労働党(後にボリシェヴィキ、メンシェヴィキに分裂)

て乱立していたことがわかる。

<u>36</u> <u>35</u> 章第四節の「ストルイピン体制と帝国秩序の危機」を参照。西山によるとロシア帝国内のムスリム系タタル 1999, P.105(ゾーリン、アマンジョロヴァ、クレショフ『ロシアの国会における民族問題』、 て脅威となったという。 人が他のムスリム諸民族に対して影響力を及ぼす「タタル化」が、帝国指導層の「ロシア化」の婆望にとっ 特にロシア語と正教を通じた帝国指導部による「ロシア化」議論については、前掲、注二三、西山、 B. In. Zorin, D. A. Amanzholova, C. B. Kuleshov, Natsional'ny vopros v Gosudarstvennykh Dunakh Rossil, 一九九九年)

<u>38</u> 社、二〇〇〇年、一四六頁。 アレクサンドル・ソルジェニーツィン『廃墟のなかのロシア』(井桁貞義、上野理恵、坂庭淳史訳)草思

当時のこのプロセスについての詳細な研究は、加納格『ロシア帝国の民主化と国家統合』(御茶ノ水書房、

39 支配的であるにせよ、同時にロシア人の臣民にも非ロシア人の臣民にも同様に帝国的な統治を行っていた。 かった。むしろ支配機構(一方における貴族、他方における共産党エリート)は多民族であり、ロシア人が ロシア人の民族性と完全に同一化された中心部からなるエスニックな意味での「ロシア人帝国」なのではな ロナルド・G・スーニーは次のように言う。「私の理解では、ツァーリズムのロシアもソ連も、支配的な

化することの一部である。帝国において統治する権限は、支配機構にあるのであって、被統治者の同意にあ 帝国においては、国民国家と異なって、統治者の違いや差異が、支配機構の位階制をイデオロギー的に正当

主義に人民の「同質性」を見出したていたカール・シュミットの分析は、重要だと思われる。 も、むしろ「民主主義」に由来する面も大きいと思われる。それゆえ、自由主義と民主主義を区別して民主 るのではない。] Ronald G. Suny, Terry Martin, A State of Nations, Oxford, 2001, P.26 なお、帝国よりも国民国家のほうが、しばしば同化の圧力が激しいのは、単に統治者側の策動というより

形成過程一九九〇~一九九八」、北大スラブ研究所『スラブ研究』四七号、二〇〇〇年、二七頁。 いう。末里公孝「エスノ・ボナバルティズムから集権的カシキスモへ―タタルスタン政治体制の特質とその

末里公孝によると、ロシア帝国ではロシア人、ポーランド人、タタール人が三大「帝国民族」であったと

 $\widehat{41}$ $\widehat{40}$

前掲、注三八。

<u>42</u> 1, 1917, pp.39-42(『ロシアの自由』第一分冊、一九一七年) 一九一七年三月二一日付の臨時政府の布告「信仰上および民族上の制限廃止」。Russkata svoboda, Vypusk

43 ると「被抑圧」側にあったウクライナでも、ユダヤ人差別が根強く、そのウクライナ人農民もボーランド人 ろん、実際にはそのように単純ではなく、帝政時代から、例えば「大ロシア的排外主義」という側面からす の党の第一の任務である」という文賈が出てくる。なお、「抑圧」民族と「被抑圧」民族という図式は、む ロシア共産党第一二回大会の決議の中には、「大ロシア的ショービニズムの遺制との確固たる闘争が我々

4 生活の中に確立されている不平等を埋め合わせするような不平等」ということになろう。ちなみに第二次大 ここでいう「実質的平等」とは、民族問題について発言したレーニンの晩年の記述を用いると、「現実の

の地主から支配を受けていたなど、「抑圧」と「被抑圧」樗造は幾重にも入り組んでいた。

- crimination と呼ばれた。 戦後のアメリカ合衆国では、そのような方法が「逆差別」reverse discrimination や「積極的差別」positive dis-
- 45 がある。 例えば、ウクライナに関しては中井和夫『ソヴィエト民族政策史』(御茶ノ水書房、一九八八年)の業績
- 46 Terry Martin, The Affirmative Action Empire: Nations and Nationalism in the Soviet Union,
- 47 九年、二四一頁)。 う内在的な矛盾」と述べている(塩川伸明『現存した社会主義』リヴァイアサンの素顔』勁草書房、一九九 まざるを得ない困難性を尖鋭に示している」と述べている(「ソ連言語政策史再考]『スラブ研究』四六号、 のではなく、「建前のとしての平等化やアファーマテティブ・アクション的な政策がいやおうなしに抱えこ 一九九九年、一五六頁)。また同様な論点について、「そもそも格差是正的政策をとろうとする際につきまと すでに、ソヴィエト政治史の塩川伸明は、ソ連において諸民族平等の理念や建前が単に空虚や虚言だった
- 48 49 彩流社、一九九五年がある。 これについて集中的に論じた邦訳書としては、アレクサンドル・ヤーノフ 『ロシアの挑戦』 (大野雄介訳) 拙稿、「国民国家と位相と言語の権利(二)」、「早稲田大学大学院法研論集」第七三号、一九九五年を参照。
- <u>50</u> the 1926, 1927, and 1939 Census', Slavic Review, Vol.56, No.2, 1997, P.264 Francine Hirsch, 'The Soviet Union as Worker-in-Progress: Ethnographers and the Category Nationality in
- 51 前掲、注三六、二四七頁。なお、この党中央委員会政治局の決定の原文について、筆者は未確認である。
- 41 Status malochislennykh narodov Rossii; pravovye okty i dokumenty, 1994, P.117 (『ロシアの少数民族の地

42 法令資料集』、一九九四年)

<u>53</u> を、「歴史的に構成された」ものとしてとらえ、流動的にとらえることは、ある意味で「マルクス主義」的 性を基礎として生じたところの、歴史的に構成された、人々の堅固な共同体である」。民族(ナーツィヤ) によると、「民族とは、言語、地域、経済生活、および文化の共通性のうちにあらわれる心理状態、の共通 スターリン「マルクス主義と民族問題」(邦訳『スターリン全集』第二巻、大月書店、一九五二年)。それ

ての「言語」や「地域」といったものが、必要以上に物象化されることにもなった。また、他の言語に乗り 換えていたり固有の地域を離れて離散している住民はもはや「民族」でないといった教条的判断を導くこと でもあり、現代のナショナリズム批評に通じるところもあるが、他方で、この定義によって個々の要素とし

○○民族たらしめている、あるいは○○民族が、○○民族からそれによって区別されるものにしている目じ 当時のソヴィエト民族学の動向などを追っていた田中克彦は次のように言う。「エトノスとは○○民族を、

一九七〇年代のソ連における民族学はプロムレイやコズロフといった学者によって先導されていた。

<u>54</u>

は歴史的概念か、普遍的概念であるかと、さかんに論じられるようになったのは一九六〇年代からである。 をはぎとって、最後に残ったのがこのエトノスという概念である。エトノスがいかに形成されるのが、それ 民族)、ナーツィヤなどの概念について繰り返し論じられたあとで、これらの語が帯びている政治的な外皮 るしの内容を指すと言ってだいたいいいと思う。一九六〇年代まで、ナロード (民族) 、ナロードノスチ (準

う。」(田中克彦『言語からみた民族と国家』岩波現代文庫、二〇〇一年、二七〇~二七一頁) それが生物的な要因を含んでいると解釈されれば、人種主義に道を開く、一層危険な反動思想とされるだろ (中略)エトノスがかりに不変の質を表わすものだとすれば、マルクス主義にとってはすこぶる都合が悪い。

ついて、いくつもの博学なモノグラフを書いたL・N・グミリョフが、大胆極まりない方法で、エトノスが になって始めて公刊された。」(同書、二七一頁) 社会的現象であることを否定し、生物的な側面を前に押し出してきた。タブーを犯したかれの主著は八九年 的側面を強觸しながら、おずおずとこの語を持ち出した。それと同時に東アジア、中央アジアの古代民族に また田中克彦によると、当時のソヴィエトの学者について「プロムレイは七〇年代には、エトノスの社会

<u>56</u> 例えば、V. I. Kozlov, Natsional'most' SSSR (コズロフ『ソ連の諸民族』、一九七五年)

<u>58</u> のは微妙に連関している。 経済においてある種のヘゲモニーを持っている。経済ナショナリズム的なものとエスノナショナリズム的も タタル人やバシキール人、ヤクート人などは共和国の名称に由来して「タイトル民族」とも言われ、政治 リズムのようなものもある。ロシア連邦を構成する共和国は、いずれも多民族的である。しかしそれでも、 ナリズム」の場合もあれば、ロシア連邦を構成する共和国単位で、資源や権限の分配をめぐる経済ナショナ 非ロシア系諸民族のナショナリズムといっても、それは同じ民族に帰属する者同士の一種の「エスノナショ Rossiiskaia Gazeta(「ロシア新聞」)一九九四年二月二五日号、四頁。また、この概念の歴史的解明につ

<u>59</u> sian なので、両者の意味の違いが不明確になってしまうことが多い。 いては、前掲、注三一の論文も参照。 「ルースキー」も「ロシースキー」も日本語ではいずれも『ロシア』という名称が使われ、英語でも Rus-

<u>60</u> V. A. Tishkov, Ocherki Teorii i Politki Etonichnosti v Roccii, 1997, P.16 (ティシコフ 『ロシアにおける

<u>61</u> エスニシティの理論と政治』、一九九七年) Cviatoslav Kaspe, Imperiia i modernizatsiia: Obsshaia model' i rossiiskaia spetsifika, P.215 (スヴャトスラ